

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月29日

【発行者名】 ゴードیان・キャピタル・シンガポール・
プライベート・リミテッド
(Gordian Capital Singapore Private Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼CEO マーク・ロバート・ブマード
(Mark Robert Voumard, Executive Director & CEO)

【本店の所在の場所】 シンガポール187966、ウォータールー・ストリート192、
スカイラインビルディング #05-01
(192 Waterloo Street, #05-01 Sky Line Building,
Singapore 187966)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
弁護士 青山 正幸
弁護士 野村 祐美子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 シン・カ・ファンド
(Shin-Ka Fund)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の金
額】 円クラスE受益証券：1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2017年6月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（1）半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの 運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 / 更新
	(4) 販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容 及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

（「5 管理会社の経理の概況」は訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド(Gordian Capital Singapore Private Limited)(以下「管理会社」といいます。)が管理するシン・カ・ファンド(Shin-Ka Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

(資産別および地域別の投資状況)

(2017年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	日本	12,814,027.84	46.46
信用取引	日本	-21,510,415.63	-77.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		36,277,411.12	131.53
合計(純資産価額)		27,581,023.33 (約3,044百万円)	100.00

(注1)「株式」および「信用取引」には、これらに投資した場合と同等の効果を実現するために用いられたデリバティブ契約等が含まれています。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注3)米ドルの円貨換算は、便宜上、2017年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.35円)によります。

(注4)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注5)円クラスF受益証券については、過去に日本における有価証券の募集が行われましたが、本書の日付現在、日本における有価証券の募集が行われておらず、円クラスF受益証券の日本における受益者は存在しません。そのため、円クラスF受益証券に関する運用状況は開示していません。

(2) 運用実績

純資産の推移

運用開始日(2016年9月1日)から2017年7月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

円クラスE受益証券

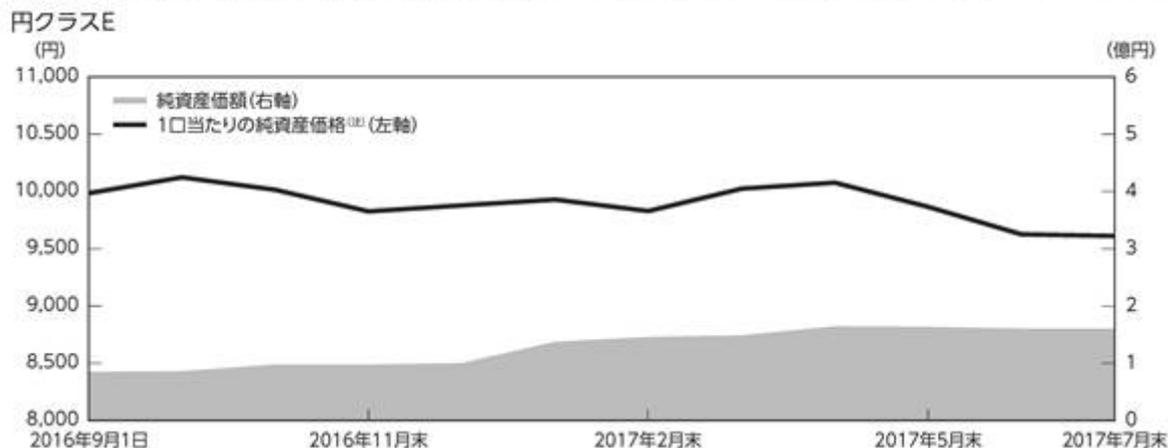
	純資産価額	1口当たりの純資産価格
	円	円
2016年9月末日	86,551,689	10,140
10月末日	98,368,780	10,030
11月末日	98,366,899	9,840
12月末日	100,748,809	9,893
2017年1月末日	138,366,659	9,944
2月末日	146,852,568	9,843
3月末日	149,678,994	10,040
4月末日	165,628,243	10,093
5月末日	164,710,749	9,880

6月末日	161,631,112	9,638
7月末日	161,406,202	9,624

(注) 各計算期間末以外の各評価日における受益証券1口当たりの純資産価格は、個々の受益証券単位で計算された成功報酬を反映しています。かかる成功報酬は、各計算期間終了時または受益証券の買戻し時における成功報酬買戻しによって実現されるため、各計算期間末以外の時点における発行済口数は、成功報酬買戻しによる調整前の数を記載しています。したがって、各計算期間末以外の各評価日における受益証券1口当たりの純資産価格は、当該時点における純資産価額を発行済口数で除した数値と一致しないことがあります。

<参考情報>

純資産価額および1口当たりの純資産価格の推移 (2016年9月1日(円クラスE受益証券の運用開始日)～2017年7月末日)



分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

円クラスE 受益証券

期間	収益率(注)
2016年9月1日～2017年7月末日	-3.76%

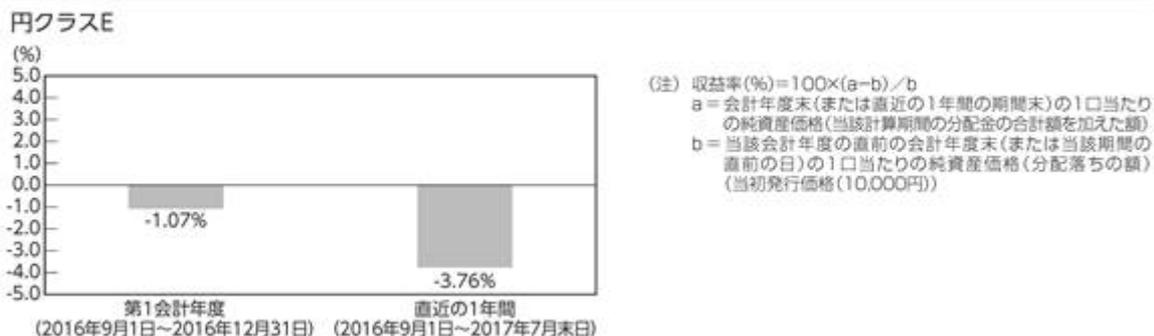
(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2017年7月末日の1口当たりの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当初発行価格(10,000円)

<参考情報>

収益率の推移



2 販売及び買戻しの実績

下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2017年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

円クラスE 受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2016年9月1日～2017年7月末日	26,764 (26,764)	9,994 (9,994)	16,770 (16,770)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2017年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=110.35円）で換算されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

（注）円クラスF受益証券については、過去に日本における有価証券の募集が行われましたが、本書の日付現在、日本における有価証券の募集が行われておらず、円クラスF受益証券の日本における受益者は存在しません。そのため、円クラスF受益証券に関する経理状況は開示していません。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

資産負債計算書

2017年6月30日現在

	注記	米ドル	円
資産			
現金及び現金同等物		91,624	10,110,708
投資有価証券、公正価値で評価 (原価: 10,125,744米ドル)	3	10,470,824	1,155,455,428
デリバティブ契約、公正価値で評価	3	3,247	358,306
ブローカーに対する債権	4	38,067,445	4,200,742,556
未収配当金		11,649	1,285,467
その他の資産		10,488	1,157,351
資産合計		48,655,277	5,369,109,817
負債			
有価証券の空売り、公正価値で評価 (売却代金: 19,964,225米ドル)	3	20,347,675	2,245,365,936
前受け申込代金		5,402	596,111
ブローカーに対する債務	4	868,024	95,786,448
未払管理報酬	6	38,444	4,242,295
未払専門家報酬		29,500	3,255,325
未払管理事務報酬		5,091	561,792
その他の未払金及び未払費用		215,989	23,834,386
負債合計		21,510,125	2,373,642,294
純資産		27,145,152	2,995,467,523
参加型受益証券1口当たり純資産(“NAV”)			
米ドルクラスA、残高1,592.8092口に基づく		1,508.769米ドル	166,492.66円
米ドルクラスB、残高100.0000口に基づく		1,514.460米ドル	167,120.66円
米ドルクラスD、残高1,100.7344口に基づく		1,098.739米ドル	121,245.85円
円クラスA、残高6,879.1458口に基づく		145,788円 (訳注)	
円クラスB、残高4,404.6771口に基づく		146,536円 (訳注)	
円クラスC、281,539,086口に基づく		1.326620円 (訳注)	
円クラスD、370,503,599口に基づく		1.198557円 (訳注)	
円クラスE、16,770口に基づく		9,638円 (訳注)	

(訳注) ファンドの財務書類の原文には通貨の記載が特にありませんが、これらのクラスに関する通貨建ては円です。

添付の会計方針および説明の注記は当財務書類と不可分である。

損益計算書

2017年6月30日に終了した期間

	注記	米ドル	円
投資収入			
配当金（源泉税26,571米ドルを控除後）		133,778	14,762,402
その他の収入		249	27,477
投資収入合計		134,027	14,789,879
費用			
借株費用		911,515	100,585,680
インセンティブ費用		2,239	247,074
管理報酬	6	242,942	26,808,650
支払配当金		61,083	6,740,509
専門家報酬		28,453	3,139,789
管理事務報酬		15,784	1,741,764
支払利息		15,955	1,760,634
その他の費用		33,128	3,655,675
費用合計		1,311,099	144,679,775
純投資費用		(1,177,072)	(129,889,895)
投資及び外国為替取引における利益			
有価証券投資における純実現利益		814,742	89,906,780
デリバティブ取引における純実現損失		(232,850)	(25,694,998)
有価証券投資における未実現利益の純変動額		113,782	12,555,844
デリバティブ取引における未実現損失の純変動額		(130,838)	(14,437,973)
外国為替取引における純利益		73,268	8,085,124
投資及び外国為替取引における純利益		638,104	70,414,776
営業から生じた純資産の純変動額		(538,968)	(59,475,119)
その他の包括利益、その後に損益に再分類されたもの			
外国為替取引		1,120,956	123,697,495
当期包括利益合計		581,988	64,222,376

添付の会計方針および説明の注記は当財務書類と不可分である。

純資産変動計算書

2017年6月30日に終了した期間

	米ドル	円
営業		
純投資費用	(1,177,072)	(129,889,895)
投資及び外国為替取引における純利益	638,104	70,414,776
営業から生じた純資産の純変動額	(538,968)	(59,475,119)
その他の包括利益		
外国為替取引	1,120,956	123,697,495
資本取引		
円受益証券の申込み	636,362	70,222,547
円受益証券の買戻し	(1,443,469)	(159,286,804)
資本取引から生じた純資産の純減少額	(807,107)	(89,064,257)
当期の純資産の純減少額	(225,119)	(24,841,882)
期首純資産	27,370,271	3,020,309,405
期末純資産	27,145,152	2,995,467,523

添付の会計方針および説明の注記は当財務書類と不可分である。

キャッシュフロー計算書

2017年6月30日に終了した期間

	米ドル	円
営業活動によるキャッシュフロー		
営業から生じた純資産の純変動額	(538,968)	(59,475,119)
外国為替取引に対する修正	1,120,956	123,697,495
外国為替取引に対する修正後の営業から生じた純資産の純変動額	581,988	64,222,376

営業から生じた純資産の純変動を営業活動から生じた純キャッシュに一致させるための調整

投資有価証券の購入	(32,344,427)	(3,569,207,519)
売却有価証券の代金	124,977,429	13,791,259,290
有価証券の空売り代金	38,957,092	4,298,915,102
有価証券の空売りをカバーするための購入	(108,130,299)	(11,932,178,495)
投資有価証券における純実現利益	(822,092)	(90,717,852)
投資有価証券における未実現損失の純変動額	(113,782)	(12,555,844)

営業活動による資産及び負債の変動

デリバティブ契約、公正価値で評価	130,838	14,437,973
ブローカーに対する債権	(21,553,906)	(2,378,473,527)
未収配当金	20,060	2,213,621
その他の資産	12,955	1,429,584
ブローカーに対する債務	(909,808)	(100,397,313)
未払実績報酬	(18,523)	(2,044,013)
未払実績報酬（買戻し時）	(2,191)	(241,777)
未払管理報酬	72	7,945
未払専門家報酬	(6,500)	(717,275)
未払管理事務報酬	2,576	284,262
その他の未払金及び未払費用	64,777	7,148,142

営業活動により生み出された純キャッシュフロー

846,259 93,384,681

財務活動によるキャッシュフロー

受益証券の発行による受取代金	636,362	70,222,547
受益証券の買戻による支払代金	(1,443,469)	(159,286,804)
前受け申込代金	(378,960)	(41,818,236)

財務活動により使用された純キャッシュフロー

(1,186,067) (130,882,493)

現金及び現金同等物の純変動額

(339,808) (37,497,813)

現金及び現金同等物の期首残高

431,432 47,608,521

現金及び現金同等物の期末残高

91,624 10,110,708

キャッシュフロー情報の補足開示

受取配当金	153,838	16,976,023
支払配当金	(46,854)	(5,170,339)

添付の会計方針および説明の注記は当財務書類と不可分である。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

1. 法人の情報

シン・カ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、2011年12月19日にケイマン諸島の特例信託として設立され、2012年2月1日に業務を開始した。

ケイマンに設立された有限責任会社であるエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以前はオジエ・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドとして知られている。）（以下「受託会社」という。）は、ファンドの受託会社として活動する。2011年12月19日付信託証書に従い、受託会社はファンドの管理および事務業務について全体の権限および責任を有する。

受託会社は、シンガポールに設立された有限会社であるゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド（以下「管理会社」という。）に投資運用責任を委任した。管理会社は、日本に設立された会社であるダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社（以下「投資顧問会社」という。）をファンドに関する投資顧問会社に指名した。

ファンドの主な投資目的は、日本の市場指数に対して低い相関を維持し、優れたリスク調整後絶対リターンを生み出すことである。ファンドは、ベンチマークを上回ることよりもむしろ、主に日本企業のファンダメンタルに基づき、株式のロング・ポジションおよびショート・ポジションと、イベントドリブン戦略を実行し、割高または割安な証券から収益を得ることで優れた絶対リターンを達成することを目指す。また、ファンドでは、債務証券、転換社債、先物、およびデリバティブ金融商品に投資する場合もある。

ファンドの登録事務所は、エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（190エルギン・アベニュー、ジョージタウン、グランドケイマンKY1-9007、ケイマン諸島）のオフィス内にある。

受託会社は、ポートキュリス・トラスト（シンガポール）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）をファンドの管理事務会社に指名した。

受託会社は、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーをファンドのプライム・ブローカーおよび保管会社に指名した。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基準

米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の財務会計基準書（以下「ASC」という。）において詳述される通り、ファンドの添付の財務書類（未監査）は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（以下、「米国GAAP」という。）を使用して表示されている。当財務書類（未監査）は、米ドル（以下「USD」または「US\$」という。）で記載されている。

米国GAAPに準拠して作成される財務書類では、当財務書類および添付の注記に報告される金額および開示に影響を与える見積りや前提を経営陣が行うことを要求する。より詳細な情報が明らかになるに従って、当該見積りや前提は将来変動する可能性があり、それにより、ここに報告および開示された金額に影響を与える場合がある。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

2. 重要な会計方針の要約（続き）

2.2 投資事業体としての評価

ファンドは、投資家にプロフェッショナルな投資運用サービスを提供する目的で投資家から資金を受け入れ、元本の上昇と投資収益によるリターンのためだけに資金を投資し、元本の上昇と投資収益以外のリターンや利益を得ることはないため、ファンドは会計基準アップデート第2013-08号（以下「ASU第2013-08号」という。）の投資事業体の定義に合致すると見なされる。ファンドは、投資のパフォーマンスを公正価値ベースで測定し、評価する。ファンドの事業内容は、日本の市場指数に対して低い相関を維持し、優れたリスク調整後絶対リターンを生み出すことであるため、経営陣はファン

ドが投資事業体であると考えている。これらの基準または特性のいずれかが変わった場合、これらの結論は年間ベースで再評価される。

2.3 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金、および現金化することが容易で、大幅な価値の変動が起こるリスクが低い短期で非常に流動性の高い投資により構成される。2017年6月30日現在、全ての現金および現金同等物は評価の高い銀行に預けられている。

2.4 投資取引と関連した投資収益

投資取引は取引日ベースで計上される。投資取引による実現損益は、加重平均原価基準で計上される。利息は発生主義で計上され、配当は配当落ち日に計上される。適用される源泉徴収税の控除後の数値で表示される。未実現損益は損益計算書に反映される。

2.5 投資の評価

上場有価証券は、営業日の取引終了時点の最終取引価格で評価される。同日に売買が発生しなかった場合、証券を保有している場合は取引終了時の買呼値で、信用売りを行っている場合は取引終了時の売呼値で評価される。市場の相場が直ちに利用できない有価証券は、管理会社が決定し見積もった公正価値を使用して評価される。実現および未実現の損益は損益計算書に反映される。2017年6月30日現在、管理会社による公正価値で評価された投資はない。

ファンドは、全てのデリバティブ金融商品を公正価値で計上する。公正価値は利用可能な市場価格を用いて決定される。そうでない場合、公正価値はカウンターパーティー、マーケットメーカーまたは価格決定サービスにより提供される公正価値に基づく。これらのデリバティブ金融商品のために活発な上場取引市場が存在した場合、公正価値はかなり異なる場合もあると考えられる。

シン・カ・ファンド

財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

2. 重要な会計方針の要約（続き）

2.6 外貨換算

(a) 取引および残高

外貨取引は、ファンドの機能通貨である日本円（以下「円」という。）で測定され、取引日に実勢為替相場に近似する為替レートで、当初の認識時に機能通貨において計上される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、会計報告期間終了日の実勢為替レートで換算される。外貨による取得原価で測定される非貨幣性の商品は、当初取引日時点の為替レートをを用いて換算される。外貨による公正価値で測定される非貨幣性の商品は、公正価値が測定された日の為替レートをを用いて換算される。

貨幣性の商品の決済時点で、または会計報告期間終了日に貨幣性の商品を換算する時点で発生する為替の差異は損益で認識される。

ファンドは、投資の市場価格の変動による損益から外国為替相場の変動による損益の部分を分離することはない。そのような変動は、投資による純実現および未実現損益に含まれる。

(b) 財務書類（未監査）の表示

表示目的のため、ファンドの資産および負債は、会計報告期間終了後日の実勢為替レートで米ドルに換算され、損益は取引日の実勢為替レートで換算される。換算で発生する為替の差異は、その他の包括利益で認識される。

2.7 投資明細表

投資明細表に反映されている投資の業種別および地域別分類は、2017年6月30日現在の最も正確な説明であるとの管理会社の信念に基づくものである。

2.8 税務

ケイマン諸島の政府によりインカムゲインまたはキャピタルゲインに課される税は現在のところない。ファンドが支払うべき唯一の税は、特定の投資収益に適用される源泉徴収税である。

2.9 税務（続き）

ASC 第740号の法人所得税では、不確実なタックス・ポジションがどのように財務書類で認識され、測定され、表示され、および開示されるべきかについて定義している。また、これにより、事業体は、関連税務当局の広く理解された管理上の慣行および先例のテクニカル・メリットと検討にのみ基づき、タックス・ポジションが持続可能であることが50%の確率である場合にのみ、不確実なタックス・ポジションからタックス・ベネフィットを認識することを求められる。この基準が満たされた場合、ファンドは最終決算で50%を超える確率で実現する可能性がある最大額のベネフィットとしてタックス・ベネフィットを測定する。ファンドは、タックス・ポジションが適用可能な税務当局により50%超の確率で持続されるか否かを判断するために、ファンドの所得税申告を作成する過程において、取られるかまたは取られると予想されるタックス・ポジションを評価している。この分析に基づくと、50%超の確率で基準を満たすと思われる重要なタックス・ポジションはなかった。したがって、今年度において利息や罰金などの税務費用は計上されなかった。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

2. 重要な会計方針の要約（続き）

2.10 未払買戻し代金

ASC第480号「負債と資本の区別（以下「ASC第480号」という）」では、固定された金額で固定された日に強制的に買戻し可能な株主資本の形式のいかなる金融商品も、事業体は負債として分類することが求められる。そのような株主に対する負債は、未払買戻し代金として資産負債計算書に表示されている。

2.11 金融商品の公正価値

FASB ASC第820号「公正価値の測定および開示（以下「ASC第820号」という）」の下で金融商品として適格であるファンドの資産および負債の公正価値は、財務書類（未監査）に表示される帳簿価額に近似している。

3. 公正価値の測定

投資取引は、ASC第820号により定義される、見積公正価値で計上される。投資の公正価値は、測定日に市場参加者間の秩序ある取引において投資を売却することで受領される金額（すなわち、エグジット価格）である。ASC第820号では、公正価値で投資を測定する際に使用される市場価格の観測可能性のレベルに優先順位を付与し、ランク付けを行うヒエラルキーの開示フレームワークを確立している。市場価格の観測可能性は、多くの要因（投資の種類や投資に特有の特性など）により影響を受ける。容易に入手可能な活発な市場価格のある投資、または公正価値が一般的に活発な市場価格から測定可能な投資は、より高度な市場価格観測可能性を有し、公正価値を測定する際に判断を使用する程度がより少なくなる。

ASC第820号の下における公正価値ヒエラルキーの3つのレベル、およびファンドの投資に対する適用可能性を以下に示す：

レベル1 - 会計報告期間終了日時点で、活発な市場において同一の投資に対する取引相場価格が利用可能である。レベル1に含まれる投資の種類には、上場株式および上場デリバティブが含まれる。ASC第820号により要求される通り、ファンドが大きなポジションを保有し、売却により取引価格に妥当な影響が及ぶ可能性がある状況においてさえも、ファンドはこれらの投資の取引相場価格を調整しない。

レベル2 - 価格インプットが活発な市場における取引相場価格以外であり、このことは会計報告期間終了日時点で直接的または間接的に観測可能であり、公正価値はモデルまたはその他の評価手法を用いることにより決定される。通常このカテゴリーに入る投資には、社債やローン、流動性の低い制限された株式、および特定の店頭（以下「OTC」という。）デリバティブなどが含まれる。

レベル3 - 価格インプットが投資にとって観測不能であり、たとえ観測可能であっても、市場活動が当該投資にとってほとんどない状況も含む。公正価値の決定のインプットには、経営陣の重大な判断または見積もりを必要とする。通常このカテゴリーに入る投資には、株式非公開企業や、プライベート・エクイティおよび不動産ファンドのゼネラルおよびリミテッド・パートナーシップの持分、ファンズ・オブ・ヘッジファンズ、ディストレスト債などへの投資が含まれる。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

3. 公正価値の測定（続き）

場合によっては、公正価値測定に使用されるインプットが、公正価値ヒエラルキーの複数のレベルに該当することがある。このような場合には、当該投資の公正価値のヒエラルキーは、公正価値測定に重要なインプットの最も低いレベルを基準とする。ファンドが全体として特定のインプットの公正価値測定の重要性を評価する際には判断を必要とし、当該投資に特有の要因を考慮する。

2017年6月30日現在における上記ASC第820号の公正価値ヒエラルキー・レベル別のファンドの投資評価の要約は以下の表の通りである。

	会計報告期間の公正価値測定			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
資産				
投資有価証券：				
普通株式	10,470,824	-	-	10,470,824
デリバティブ契約 - 資産				
先渡し契約	-	6,851	-	6,851
<hr/>				
負債				
有価証券の空売り：				
普通株式	20,347,675	-	-	20,347,675
デリバティブ契約 - 負債				
先物契約	3,604	-	-	3,604
<hr/>				

2017年6月30日に終了した期間において、ファンドはレベル1およびレベル2に投資した。当年度中において、レベル1とレベル2の間での公正価値の移動はなかった。

4. ブローカーに対する債権 / 債務

ブローカーに対する債権 / 債務には、ファンドのプライムブローカーとの現金およびその他の通貨残高や、デリバティブ契約における預託証拠金および現金担保、決算日に未決済の証券取引の未収金 / 未払金などが含まれる。ファンドは、ビジネスを行う各ブローカーの信用状態を継続的に監視している。2017年6月30日現在、ブローカーに対する債権および債務の残高はそれぞれ3,227,305米ドルおよび868,024米ドルであり、これらを未決済の有価証券取引の未収金および未払金残高として表示している。ブローカーに対する債権には、ファンドのプライムブローカーに預けられた34,840,140米ドルの

現金およびその他の通貨残高が含まれている。ファンドが、有価証券の空売りの受渡し義務を果たすまで、ブローカーに対する債権残高は部分的に制限される。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

5. 発行済受益証券

ファンドの受益証券は、異なるクラスで発行されている。受託会社は10個^{（訳注）}の受益証券クラスを指定した。米ドルクラスA受益証券、円クラスA受益証券、米ドルクラスB受益証券、円クラスB受益証券、米ドルクラスC受益証券、円クラスC受益証券、米ドルクラスD受益証券、円クラスD受益証券、円クラスE、および円クラスFである。受託会社は将来、クラスを増やす可能性があり、これは受託会社の決定により、異なる条件および異なる通貨で提供される可能性がある。8つのクラス全てがファンドの損益に関係しており、異なる管理報酬および実績報酬に関する点以外では、全ての目的において同順位である。

（訳注）ファンドの財務書類の原文には「nine(9)」と記載されておりますが、正しくは「10個」です。

受益証券の当初の発行は以下の通りである：（1）米ドルクラスA、米ドルクラスB、米ドルクラスCおよび米ドルクラスDについては、受益証券1口当たり1,000米ドル、（2）円クラスAおよび円クラスBについては、受益証券1口当たり100,000円、（3）円クラスC、円クラスDについては、受益証券1口当たり1円、および（4）円クラスEおよび円クラスFについては、受益証券1口当たり10,000円。追加の受益証券については、一定の調整を条件として、前月の最終営業日現在の各クラスの受益証券の純資産に等しい価格で、年間の各月の最初の営業日または受託会社が決定したその他の時期に、購入申込みが可能である。

ただし、1口当たり純資産価格が年度期初の売出し価格を上回っている時、または前期からの繰越し損失がある時に受益証券の購入申し込みが行われる場合、受益証券の申込み金額に対して一定の実績報酬の調整が行われる。これにより以下の事項が確保される：

- （ ）ファンドにより管理会社に支払われる実績報酬は、受益証券の購入以降に評価額が上昇した受益証券に対してのみ請求される。
- （ ）クラス毎の全ての受益者は、受益証券1口当たりのリスクが同額となる。および、
- （ ）クラス毎の全ての受益証券は同額の純資産価格を有する。

募集目論見書（以下「OM」という。）で定義されているように、当期末現在で残高となっている全てのイクオリゼーション・クレジットまたは実績報酬（買戻し時）は、それぞれ受益者または管理会社に対する未払金となる。イクオリゼーション・クレジットは、会計年度末時点で追加の全額払込済み受益証券に転換される一方、実績報酬（買戻し時）は、会計年度末時点で受益者から買戻される。

全ての受益証券は、各月の最初の営業日に、45日前の書面による通知により、募集目論見書に記載されている特定の調整を実行した後に、買戻し日の前営業日の営業終了時における各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格で買戻し可能である。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

5. 発行済受益証券（続き）

2017年6月30日に終了した期間の参加型受益証券の取引は以下の通りである：

	米ドルクラスA 受益証券	米ドルクラスB 受益証券	米ドルクラスD 受益証券	円クラスA 受益証券
当年度期首受益証券残高	1,592.8090	100.0000	1,100.734	7,545.9383

受益証券発行	-	-	-	-
受益証券買戻し	-	-	-	(666.7925)
受益証券のイクオリゼーション の正味影響額	-	-	-	-
当終了期間末受益証券残高	1,592.8090	100.0000	1,100.734	6,879.1458

	円クラスB 受益証券	円クラスC 受益証券	円クラスD 受益証券	円クラスE 受益証券
当年度期首受益証券残高	4,454.6771	292,705,579	396,887,157	10,184
受益証券発行	-	4,449,309	-	6,586
受益証券買戻し	(50.0000)	(15,615,802)	(26,383,597)	-
受益証券のイクオリゼーション の正味影響額	-	-	-	-
当終了期間末受益証券残高	4,404.6771	281,539,086	370,503,560	16,770

6. 管理報酬および実績報酬

管理会社は、ファンドの資産から以下の管理報酬を受領する。各月の管理報酬控除前、および各月の最終評価時点において発生した実績報酬控除前の（a）クラスAおよびクラスB受益証券の純資産の1.5%の12分の1（1ヶ月当たり）、（b）クラスC受益証券の純資産の1.9%の12分の1（1ヶ月当たり）、（c）クラスD受益証券の純資産の2%の12分の1（1ヶ月当たり）、（d）クラスE受益証券の純資産の2.5%の12分の1（1ヶ月当たり）、（e）クラスF受益証券の純資産の2%の12分の1（1ヶ月当たり）。2017年6月30日現在、当期間の管理報酬額は242,942米ドルであり、38,444米ドルが管理会社に未払となっていた。

さらに、募集目論見書に従って、管理会社は、クラスA受益証券およびクラスF受益証券に関して、純資産の増加額の20%に等しい実績報酬を受領する権利を有する。また、クラスB、クラスC、クラスD、およびクラスEの受益証券に関して、純資産の増加額の25%に等しい実績報酬を受領する権利を有する。実績報酬はハイ・ウォーター・マーク基準で計算されるため、実績報酬を得る前に、前期からの損失は回復しておく必要がある。実績報酬は、毎年後払いで、または受益証券の償還時に、管理会社に支払われる。当年度の実績報酬は2,239米ドルであった。

2017年6月30日現在、受益者による受益証券の買戻しによる実績報酬の未払いはありません。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

7. デリバティブ契約

通常の事業において、ファンドは取引の目的のためにデリバティブ契約を締結する。デリバティブ契約は通常、ファンドの投資戦略の要素として機能し、ファンドの投資目的に経済的に見合う投資を構成するために主に利用される。

ファンドは、投資活動に関連してデリバティブ金融商品を包含している取引を行う。これらの金融商品は、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、およびオペレーショナル・リスクなどの非デリバティブ金融商品に類似した様々なリスクにさらされる。ファンドは、全体的なリスク管理方針の一環として、投資活動に関連したリスクとともに、全体ベースでこれらのリスクを管理している。したがって、収益表示目的のためにデリバティブの損益を投資のその他のカテゴリーと区別しない。ファンドは公正価値ベースでトレーディング関連のデリバティブ活動を計上している。したがって、これ

らのデリバティブ金融商品はASC第815号のデリバティブおよびヘッジに適格ではない。したがって、たとえファンドのデリバティブ金融商品への投資が経済的にヘッジの効果を示す可能性があるとしても、これらはASC第815号の開示の目的に対しては、非ヘッジ取引とみなされる。

オプションとは、将来または指定された期間内のいつでも、固定価格で特定金額の金融商品を購入または売却するための権利を（ただし、義務ではない）購入者に対して譲渡する契約である。ファンドは、規制された取引所および店頭（以下「OTC」という）市場でプット・オプションおよびコール・オプションを購入及び売却する。ファンドにより購入されるオプションは、オプションの満了日またはそれ以前に、対象となる資産を合意された価額で購入（コール・オプション）または売却（プット・オプション）する機会をファンドに提供する。ファンドはオプションの帳簿価額（オプションの公正価値）の範囲内においてのみ、購入したオプションの信用リスクにさらされる。

先渡し契約とは、通貨の受け渡しを先送りするための店頭（OTC）契約である。この契約では指定された日に指定された価格で指定された通貨を買い手が購入することに合意し、売り手は受け渡すことに合意する。先渡し契約の条件は標準化されていないため、先渡し契約は組織化された取引所で取引されず、通常、契約に対する両当事者の合意のみにより、終了または解約することができる。当期間に先渡し契約は手仕舞われ、契約終了による受入額（または支払額）と最初の契約価額の差額が損益として実現された。先渡し契約が手仕舞われていない場合、契約価額の変動は未実現損益として認識される。

先渡し契約が手仕舞われた場合、ファンドは、契約終了による受入額（または支払額）と最初の契約価額の差額を実現損益として計上する。

ファンドが行う先物契約は、合意または契約された量に基づき、指定された価額で、また指定された時期に、対象となる資産を購入または売却する確実な約定を表す。変動証拠金は、各日にファンドにより支払われるか、または受け取られ、契約の評価額の日々の変動により左右され、変動額は未実現損益として計上される。最終的な損益は、開始時の契約価額と決済時の契約価額の差異に等しく、損益計算書に計上される。

ファンドは、投資目的を追求する通常の過程において株価変動リスクにさらされる。ファンドは、株式の評価額の変動へのエクスポージャーを取るか、または株式の評価額に対してヘッジを行うために、オプション、先渡し契約、および先物契約を使用する場合がある。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

7. デリバティブ契約（続き）

ファンドは、金融商品全体にわたり「相殺」（資産から負債を差し引く）の権利を盛り込んでいるマスター・ネットリング契約を同一のブローカーと締結することにより、信用リスクを軽減する。ファンドでは、当年度末に残高として存在する取引の最終的な決済が、ファンドの財政状態に重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

2017年6月30日に終了した期間の損益計算書のデリバティブ契約の影響

主要なリスク	未実現 利益 / (損失) 米ドル	実現 利益 / (損失) 米ドル	合計 利益 / (損失) 米ドル
先物契約	(162,770)	10,523	(152,247)
為替予約契約	31,932	(243,373)	(211,441)

デリバティブ取引量

2017年6月30日現在、適用可能な場合の名目元本と契約数に基づき、主要な潜在的リスクによって分類されるファンドのデリバティブ取引量は以下の通りである：

株価	ロング・エクスポージャー		ショート・エクスポージャー	
	名目元本	契約数/量	名目元本	契約数/量
指数先物	-	-	9,754,758	68
為替予約契約	-	-	3,740,994	-

資産および負債の相殺

ファンドは、財務書類の利用者が、認識された資産および負債について財政状態へのネットティング契約の影響または潜在的影響を評価できるように、資産負債計算書において表示される資産および負債の相殺による影響を開示する必要がある。これらの認識された資産および負債は、強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似の契約の対象となっているか、あるいは相殺権に関する次の基準を満たしている金融商品およびデリバティブ金融商品である。その基準とは、別の当事者に対してファンドが支払うべき金額が確定できること、その他の当事者が支払うべき金額によりファンドが支払うべき金額を相殺する権利を有していること、ファンドが相殺する意図を有していること、およびファンドが法的強制力のある相殺権を有していること、である。

2017年6月30日現在、ファンドは、資産負債計算書において相殺可能であり、マスター・ネットティング契約の対象となるデリバティブ金融商品を保有している。マスター・ネットティング契約により、カウンターパーティーはファンドのカウンターパーティーに対する負債または支払義務に対して、カウンターパーティーがファンドのために保有する全ての担保または負債または支払義務を相殺することが可能となる。

シン・カ・ファンド

財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

7. デリバティブ契約（続き）

資産および負債の相殺（続き）

以下の表は、2017年6月30日現在の資産負債計算書に表示されている、認識された資産および負債の相殺による潜在的影響に関する開示を提供している：

種類	認識された 金融資産の 総額 米ドル	資産負債計算書に おいて 相殺される 認識された 金融負債の総額 米ドル	資産負債計算書 において 表示された 金融資産の純額 米ドル	資産負債計算書上で 相殺されていない関連する金額		
				金融商品 米ドル	受領された 現金担保 米ドル	純額 米ドル
指数先物	3,604	-	3,604	-	-	3,604
先渡し	6,851	-	6,851	-	-	6,851

8. オフバランスシート・リスクおよび信用リスクを伴う金融商品

事業の通常の過程において、ファンドは様々な金融商品の取引を行い、オフバランスシート・リスクを伴う様々な投資活動を行う場合がある。これらの金融商品には、有価証券の空売りおよびデリバティブ契約が含まれる。

デリバティブ契約の下では、ファンドの債務が資産負債計算書で認識される金額を超える可能性があるため、デリバティブ契約はオフバランスシート・リスクにつながる可能性がある。取引所で取引されない契約に関する、カウンターパーティーの不履行に関連した信用リスクへのファンドのエクスポージャーは通常、資産負債計算書の帳簿価額に限定されている。

有価証券の空売りは、ファンドが未だ証券を保有していない範囲において、ファンドがその証券を市場において実勢価格で購入しなければならない債務を表している。したがって、ファンドの債務の履行が、資産負債計算書で認識されている金額を上回る可能性があるため、これらの取引はオフバランスシート・リスクにつながる可能性がある。ファンドの証券投資およびブローカーに対する債権は、有価証券の空売りの受渡し義務が履行されるまで、部分的に制限を受ける。

9. 補償

ファンドは様々な補償条項を包含する契約を締結している。これらの取決めの下でのファンドの最大限のエクスポージャーは、たとえあるとしても、不明である。ただし、ファンドにはこれらの契約に従って、請求または損失はこれまで発生しておらず、ファンドは、損失リスクはほとんどないと予想している。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

10. 新たな会計基準の進展

2014年5月、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）および国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は新たな世界的収益認識基準を発行した。この基準は収益の認識に関するほとんど全ての既存の米国GAAPガイダンスに取って代わる。同基準では、財務書類の利用者が、顧客との契約から生じる収益やキャッシュフローの性質、金額、タイミング、および不確実性を理解することができるように、事業体に対して、現在のガイダンスに従うよりもより多くの見積りを行い、判断を利用することを要求している。事業体は、顧客との契約や、同ガイダンスをこれらの契約に適用する際に行われる重要な判断および判断の変更、および契約を獲得または遂行するために原価で認識された資産に関する定性的及び定量的情報を表示することが求められている。同基準は2018年12月15日以降に開始する会計報告年度に発効する。経営陣は、新たな世界的収益認識基準の採用が当財務書類に対して重要な影響を与えたとはいえない。

2015年5月、FASBはASU第2015-07号、*1株当たり純資産価格（またはそれに準ずるもの）を算定する特定の企業への投資に関する開示の修正*を発行した。ASU第2015-07号のアップデートは、将来の償還日（定期的償還日を含む）に純資産価格で測定される特定の投資が、公正価値ヒエラルキー内でどのように分類されるかに関連する慣行の多様性について述べている。このアップデートの修正では、公正価値が1口当たり純資産価格の実務上の簡便法を使用して測定される全ての投資について、公正価値ヒエラルキーの範囲内で分類する要件が取り除かれている。さらに同修正では、1口当たり純資産価格の実務上の簡便法を使用して公正価値が測定できる全ての投資について、特定の開示を行う要件が取り除かれている。むしろ、それらの開示は事業体の実務上の簡便法を使用して公正価値を測定することを選択した投資に限られている。このアップデートの修正は、2016年12月15日以降に開始する会計年度およびそれらの会計年度内の中間期間に発効する。経営陣は、ASU第2015-07号の採用が当財務書類に対し重要な影響を与えたとはいえない。

シン・カ・ファンド 財務書類の注記（未監査）

2017年6月30日に終了した期間

11. 新たな会計基準の進展（続き）

2016年1月、FASBはASU第2016-01号、*金融商品 - 全般（サブトピック第825-10号）：金融資産および金融負債の認識および測定*（以下「ASU第2016-01号」という）を発行した。ASU第2016-01号の修正では、金融商品（以下の通り）の認識、測定、表示、および開示の特定の側面について以下のように述べている：

- (a) 株式投資（持分法会計または被投資企業の連結会計が適用されるものを除く）は、公正価値により測定され、その公正価値の変動を純利益に含めて認識することを要求している。ただし、株式投資の公正価値が容易に算定可能ではない場合には、事業体は、減損損失（存在する場合

には) 控除後の取得原価に、同一の発行体による同一または類似する投資に関する秩序ある取引における観測可能な価格の変動を加減する方法を選択することが可能である。

- (b) 公正価値が容易に算定できない株式投資の減損の評価について、減損を確認する定性的な評価を要求することにより簡素化を行っている。定性的な評価の結果、減損の存在が示された場合に、事業体は株式投資を公正価値により測定することが要求される。
- (c) 公開企業以外の事業体に対して、償却原価で測定される金融商品の公正価値の開示要件を免除する。
- (d) 公開企業に対して、貸借対照表において償却原価で測定される金融商品について、開示を要求される公正価値評価に使用する方法および重要な仮定に関する開示の要件を免除する。
- (e) 開示目的で金融商品の公正価値を測定する場合、出口価格の概念の使用を公開企業に要求する。
- (f) 事業体が金融商品に対して公正価値オプションに従って公正価値で負債を測定する選択を行った場合、公正価値により測定した負債の公正価値の変動のうち、金融商品に固有の信用リスクの変動による部分について、事業体はその他の包括利益に区分して表示することが要求される。
- (g) 金融資産および金融負債について、測定区分および金融資産の形式（すなわち、有価証券であるか、ローンや債権であるか）によって、貸借対照表上または関連する注記において区分表示することを要求する。および、
- (h) 売却可能有価証券に関連する繰延税金資産について、評価性引当金が必要であるかどうかの事業体の判断は、事業体の他の繰延税金資産と併せて行われなければならないことを明確化する。

当アップデートの修正は、2018年12月15日以降に開始する会計年度、および2019年12月15日以降に開始する会計年度内の中間期間に発効する。経営陣は上記の会計基準の内容を評価し、当財務書類に重要な影響を及ぼさないと判断した。

12. 後発事象

2017年6月30日に終了した期間以降、ファンドに対して87,290米ドルの受益証券購入申込み、および158,090米ドルの受益証券買戻しがあり、両方とも2017年8月1日に決済された。

後発事象は2017年8月31日まで評価され、同日に当中間財務書類（未監査）の発行が可能となった。

(2) 投資有価証券明細表等

投資明細表

2017年6月30日現在

	原価	公正価値		純資産に 占める割合
	米ドル	米ドル	円	%
投資有価証券				
普通株式				
日本				
一般消費財		1,482,891	163,637,022	5.46
生活必需品		243,565	26,877,398	0.90
金融		252,550	27,868,893	0.93
ヘルスケア		166,856	18,412,560	0.61
産業		2,790,114	307,889,080	10.28
情報技術		3,850,982	424,955,864	14.19
素材		1,461,525	161,279,284	5.38
不動産		125,095	13,804,233	0.46
電気通信サービス		97,246	10,731,096	0.36

投資有価証券合計	10,125,744 (1,117,375,850円)	10,470,824	1,155,455,428	38.57
デリバティブ契約 - 資産				
先物契約				
日本	-	6,851	756,008	0.03
有価証券の空売り				
	売却代金	公正価値		純資産に
	米ドル	米ドル	円	占める割合
				%
普通株式				
日本				
一般消費財		(3,986,405)	(439,899,792)	(14.69)
生活必需品		(1,794,181)	(197,987,873)	(6.61)
エネルギー		(43,674)	(4,819,426)	(0.16)
金融		(902,838)	(99,628,173)	(3.33)
ヘルスケア		(1,399,684)	(154,455,129)	(5.16)
資本財・サービス		(958,426)	(105,762,309)	(3.53)
情報技術		(7,491,195)	(826,653,368)	(27.60)
素材		(1,360,925)	(150,178,074)	(5.01)
不動産		(1,308,037)	(144,341,883)	(4.82)
公益事業		(1,102,310)	(121,639,909)	(4.06)
有価証券の空売り合計	19,964,225 (2,203,052,229円)	20,347,675	2,245,365,936	(74.97)
デリバティブ契約 - 負債				
先渡し契約				
日本	-	(3,604)	(397,701)	(0.01)

添付の会計方針および説明の注記は当財務書類と不可分である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2017年7月末日現在、管理会社の資本金の額は、887,160シンガポール・ドル（約7,214万円）です。発行する株式の総数および発行済株式総数は、887,160株です。

(注)シンガポール・ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2017年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1シンガポール・ドル=81.32円）によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

信託証書に基づき、管理会社はファンドに関する管理者として行為をします。管理会社は、シンガポールで設立された非公開有限責任会社です。信託証書に基づき、管理会社は、ファンドの投資目的および戦略に従ったファンドの資産の投資および再投資について責任を負い、受益証券を発行する権限を有します。また、管理会社は投資者が適格投資者であるか否かの監視、および関連する法域の証券法または私募に関する法律が遵守されているかの監視についても責任を負います。管理会社は、受託会社に対して90暦日前までに書面による事前通知を行うことにより、辞任することができます。かかる辞任は、後任の管理者が任命された場合に限り効力を生じるものとします。受託会社が、90暦日前までに書面による事前通知と共に解任通知を管理会社に送達した場合、管理会社は、後任の管理者に交代させられる、または信託証書における地位から退くよう要求されることがあります（ただし、特別決議による承認を得た範囲内に限ります。）。管理会社の解任は、後任の管理者が任命された場合に限り効力を生じるものとします。

信託証書は、信託証書に基づく管理会社の義務または職務の遂行において自らに課され、負わされまたは主張されるあらゆる種類または性質の一切の債務、義務、損失、損害、罰金、訴訟手続、判決、訴訟、経費、費用または支払金（管理会社またはその取締役、役員、従業員もしくは代理人の側の詐欺、重過失または故意の不履行により生じたものを除きます。）につき、管理会社ならびにその取締役、役員および従業員を免責し、補償する一定の権利を規定しています。

2017年7月末日現在、管理会社は、以下のとおりファンドの管理および運用を行っています。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計額 （通貨別）
ケイマン	エクイティ ロング・ショート	11	242.84百万米ドル
	グローバル・マクロ	1	0.69百万米ドル
	ファンド・オブ・ファンズ	1	2.89百万米ドル
シンガポール	不動産	2	140.60百万米ドル
	プライベート・エクイティ	1	41.41百万米ドル
	プライベート・クレジット	1	67.06百万米ドル
	アドバイザー	1	0.07百万米ドル
ルクセンブルグ	グローバル・マクロ	1	30.74百万米ドル

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

* _____ の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

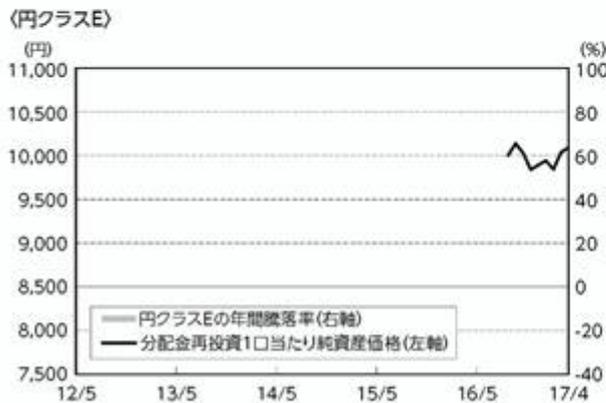
(3) リスクに関する参考情報

<訂正前>

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの円クラスEの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2012年5月から2017年4月までの5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。ただし、円クラスEは2016年9月1日に運用を開始したため、年間騰落率および2016年8月31日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。



ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、2012年5月から2017年4月までの5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。ただし、円クラスEは2016年9月1日に運用を開始したため、年間騰落率は算出されません。



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(後略)

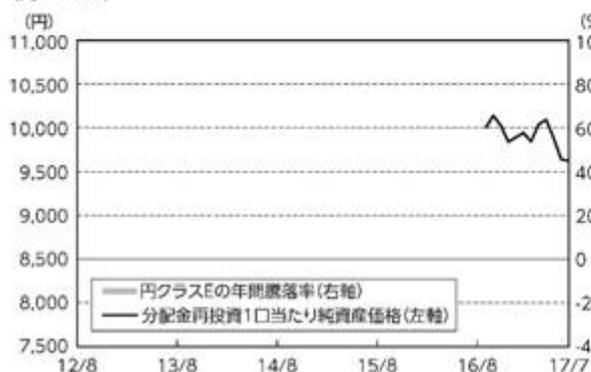
<訂正後>

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの円クラスEの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

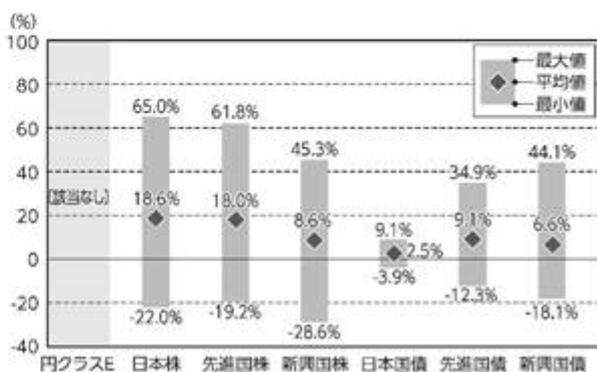
2012年8月から2017年7月までの5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。ただし、円クラスEは2016年9月1日に運用を開始したため、年間騰落率および2016年8月31日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。

〈円クラスE〉



ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、2012年8月から2017年7月までの5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。ただし、円クラスEは2016年9月1日に運用を開始したため、年間騰落率は算出されません。



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(後略)

5 運用状況

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

以下の内容が追加されます。

< 参考情報 >

投資有価証券の主要銘柄

(2017年7月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	業種	投資比率(%)
1.	三井金属鉱業	日本	非鉄金属	2.14
2.	日立建機	日本	機械	1.93
3.	日立製作所	日本	電気機器	1.80
4.	住友重機械工業	日本	機械	1.72
5.	小松製作所	日本	機械	1.71
6.	DMG森精機	日本	機械	1.60
7.	トクヤマ	日本	化学	1.51
8.	ジェイ エフ イー ホールディングス	日本	鉄鋼	1.40
9.	メイコー	日本	電気機器	1.35
10.	スミダコーポレーション	日本	電気機器	1.28

(注) 投資有価証券の主要銘柄には、デリバティブ契約を除いています。